

別紙様式第12号（第89条の6第2号ニ関係）（平30内府財産令1・追加、令元内府財産令1・令2内府財産令9・一部改正）

（日本産業規格A4）

財産に関する調書（ 年 月 日現在）

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 計(A)		
負 債 計(B)		
(A)－(B)		

（記載上の注意）

- この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。
- 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- (A)及び(B)の価額の算出は、次のとおり行うこと。
 - 基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。
 - 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。
 - 土地及び建物の価額については、上記(1)にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

居住用の土地又は建物の算出日の
適正な評価価格に基づき算出した× $\frac{\text{取得時の自己資金}+\text{返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金}+\text{取得時の自己資金}}$
価額

$\times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} + \frac{\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額}}{\text{価額}}$

$\times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額 $\times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$

- (4) 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。
 - (5) 営業権、地上権その他の無形固定資産についても、(A)の価額の算出の基礎とする。
- 4 氏を改めた者については、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。